

告示

埼玉県教委告示第十九号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）第二条の二第一項に規定する長期療養者の休業補償及び同条第二項に規定する年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として、埼玉県教育委員会が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額とし、令和三年八月一日から施行する。

令和二年埼玉県教委告示第二十四号（長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示）は、令和三年七月三十一日限り、廃止する。

この告示の最低限度額及び最高限度額に関する規定は、令和三年四月一日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

令和三年四月一日からこの告示の施行の日の前日までの間における最低限度額及び最高限度額の適用については、告示中「二二、七六〇円」とあるのは「二三、二六六円」と、「二五、三〇八円」とあるのは「二五、五〇三円」と、「二五、〇九三円」とあるのは「二五、五一五円」とする。

令和三年七月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、五八九円	一三、三八四円
二十五歳以上三十歳未満	六、一六四円	一四、三二二円
三十歳以上三十五歳未満	六、五七七円	一七、一六三円
三十五歳以上四十歳未満	六、八五四円	一九、四〇七円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇七〇円	二一、六〇一円
四十五歳以上五十歳未満	七、二〇八円	二二、七六〇円
五十歳以上五十五歳未満	七、〇九〇円	二五、三〇八円
五十五歳以上六十歳未満	六、五八三円	二五、〇九三円
六十歳以上六十五歳未満	五、四二〇円	二〇、八七〇円
六十五歳以上七十歳未満	三、九七〇円	一五、二五八円
七十歳以上	三、九七〇円	一三、三八四円